社外役員の独立性基準

- 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には、当 社からの独立性を有しているものと判断します。但し、下記⑭は社外監査役についてのみ 適用されるものとします。
 - ① 当社グループ(※1)の業務執行者(※2)である者、又は過去において当社グループ の業務執行者であった者
 - ② 当社の会計監査人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
 - ③ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※3)を得ているコンサルタント、 会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 - ④ 直近の事業年度末日において、当社の総議決権の 10%以上の株式を保有する株主 (当該株主が法人その他の団体である場合は、その業務執行者)
 - ⑤ 直近の事業年度末日において、当社がその総議決権の 10%以上の株式を保有する 法人の業務執行者
 - ⑥ 当社の主要な取引先である者(※4)(その者が法人その他の団体である場合には、 その業務執行者)
 - ⑦ 当社を主要な取引先とする者(※5)(その者が法人その他の団体である場合には、その業務執行者)
 - ⑧ 当社の主要な借入先である者(※6)(当該借入先が法人その他の団体である場合は、当該団体及びその親会社の業務執行者)
 - ⑨ 当社から直近3事業年度の平均で、年間 1,000 万円超の寄付を受けている者(その者が法人その他の団体である場合は、その業務執行者)
 - ① 上記①乃至⑨に該当する者(重要でない者(※7)を除く)の配偶者又は二親等内の親族
 - ⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑨に該当していた者
 - ⑩ 過去3年間において、上記①乃至⑨に該当していた者(重要でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族
 - ③ 当社と社外役員の相互就任関係(※8)にある他の会社の業務執行者
 - (4) 下記(イ)又は(ロ)に該当する者の配偶者又は二親等内の親族 (イ)当社の子会社の非業務執行取締役である者 (ロ)過去1年間において上記(イ)又は当社の非業務執行取締役に該当していた者

- (※1) 当社グループとは、当社、当社の子会社及び関係会社をいう。
- (※2)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員、社員又は使用人)をいう。
- (※3)多額の金銭その他の財産とは、直近3事業年度の平均で、(i)その者が個人の場合には年間 1,000 万円以上、(ii)法人その他の団体の場合には、その者の平均年間連結売上高の2%以上の金銭その他の財産の支払いを受けている場合における当該金銭その他の財産をいう。
- (※4)当社の主要な取引先である者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する 平均年間売上額が、当社の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。
- (※5)当社を主要な取引先とする者とは、直近3事業年度における当社のその者に対する 平均年間支払額が、その者の平均年間連結売上高の2%以上である者をいう。
- (※6)当社の主要な借入先である者とは、直近3事業年度における当社の借入金残高の 平均が、直近の事業年度末日における当社の連結総資産の2%を超える者をいう。
- (※7)重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員以外の者をいい、(ii)コンサルタント関係の要件における専門的アドバイザリー・ファーム(監査法人及び法律事務所等)については、社員又はパートナー以外の者(アソシエイト及び従業員)をいう。
- (※8)社外役員の相互就任関係とは、当社に在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、且つ、当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- 2. 当社は、上記1. のいずれかに該当する社外取締役又は社外監査役であっても、その人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役又は独立社外監査役として相応しいと判断する場合には、当該社外取締役又は社外監査役について、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する理由を対外的に説明することを条件に、独立社外取締役又は独立社外監査役とすることができるものとします。